

史料群番号 51

史料群名	にいがたけんぎょぎょうかんさつそのたざっけん 新潟県漁業鑑札その他雑件	旧所蔵者	不明
探訪時住所	不明		
現在の住所	不明		
探訪年月	不明		
史料の年代	明治20（1887）年～昭和14（1939）年	史料の 総点数	7点
年代の内訳	近代 7点	筆写稿本	なし
既刊行目録	なし		

収蔵にいたる経緯

全て新潟県が認可した漁業鑑札である。
探訪書類はなく、詳細は不明である。7点すべてが漁業鑑札であるが、種類としては3種類あり、一つは囊網漁業の許可鑑札でこれが5点、一つは春三丸（158トン）の船鑑札で1点、もう一つは佐渡四十物業組合の鑑札1点。このうち最後の鑑札は、「石見平三郎家文書」の探訪書類に書かれている「鑑札（佐渡四十物業組合鑑札）1点」という借用書類の記載内容と一致する。作成者すなわち鑑札の発行者は、5点が新潟県、残る二つは両津町と佐渡四十物業組合である。以上から判断すると、これら7点は同一の家あるいは漁業組合などから収集された史料ではなく、佐渡の調査に際して、集まった鑑札がたまたま集約され、「新潟県漁業鑑札その他雑件」と題されたものと考えられる。

史料群の概要

7点すべてが木製の漁業鑑札あるいは船鑑札である。鑑札は漁業の許可証で漁業組合が漁業者に発行する。「収蔵にいたる経緯」欄参照。